財団法人広島市文化財団寄附行為

-昭和56年3月28日

広島県教育委員会許可

└指令広教委管第 287号-

変更 昭和57年4月1日 広島県教育委員会許可

指令広教委管第 179号

変更 平成3年2月26日 広島県教育委員会

指令広教委総第 118号

変更 平成3年5月6日 広島県教育委員会

指令広教委総第13号

変更 平成10年3月31日 広島県教育委員会

指令広教委総第 118号

変更 平成17年4月1日 広島県教育委員会

指令広教委総第5号

変更 平成20年4月1日 広島県教育委員会

指令広教委総第20号

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人広島市文化財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島市中区加古町4番17号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、市民の文化活動の振興に関する事業並びに歴史・科学に関する調査・研究及び教育事業を行い、もって魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的とする。 (事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 市民の文化活動の振興に資する事業
 - (2) 市民文化の振興、歴史又は科学に関する調査及び研究
 - (3) 市民の文化活動等に必要な情報の収集及び提供
 - (4) 歴史又は科学に関する教育事業及び学習団体の育成指導
 - (5) 歴史又は科学に関する資料の収集、保管及び活用
 - (6) 文化施設、博物館施設等の管理運営業務等の受託
 - (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 寄附金品
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 補助金

(6) その他の収入

(資産の種別)

- 第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを 得ない理由があるときは、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、 主務官庁の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。 (資産の管理)

- 第8条 資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決により定める。
- 2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、 公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、 年度終了後2か月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会 の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び評議員

(役員の種別及び選任)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 15人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 役員は、理事会において選任する。
- 3 理事は、互選により、理事長を定める。
- 4 常務理事は、理事のなかから、理事長が任命する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。(役員の職務)
- 第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を 代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条に規定する職務を行う。 (役員の任期)
- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、そ の職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事の総数の4分の3以上の同意によりこれを解任することができる。

(役員の報酬)

第16条 役員は、無給とする。ただし、常勤役員については、報酬を給することができる。

(評議員)

- 第17条 この法人に、評議員25人以上35人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に規定する諮問に応ずるほか、理事長に 対し、必要と認める事項について助言する。
- 4 評議員には、前3条の規定を準用する。

第4章 会 議

(会議の種別)

第18条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(構 成)

- 第19条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権 能)

- 第20条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他この法人の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、事業計画、収支予算、その他必要な事項について、評議員会の意見を聞く ものとする。

(招 集)

- 第21条 会議は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、理事又は監事から、理事会の目的たる事項を示して理事会招集の請求があったときは、速やかに、理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するには、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

- 第22条 会議の議長は、理事会にあっては理事長とし、評議員会にあっては互選による。 (定足数)
- 第23条 会議は、理事又は評議員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

(議 決)

第24条 会議の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事又は出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合

において、議長は、理事又は評議員として議決に加わる権利を有しない。 (書面表決等)

- 第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の理事又は評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 2 軽易な事項であって、あらかじめ理事会の議決により定められ、かつ主務官庁の承認 を得たものについては、理事長は、議決すべき事項を示した書面をもって賛否を求め、 理事会に代えることができる。

(議事録)

- 第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事又は評議員の現在数
 - (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事又は評議員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 専門委員及び職員

(専門委員)

- 第27条 この法人に、専門委員若干名を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験者のうちから、理事長がこれを委嘱する。

(職 員)

- 第28条 この法人の事業を遂行するため、所要の職員を置く。
- 2 職員は、理事長がこれを任免する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において、理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ解散することができない。
- 2 解散したときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、主務官庁の許可を得て、 広島市又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。 附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の設立の許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりと

- し、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条第1項第1号及び第2項並びに第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の許可があった日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。